

陳 述 書

本人 の成年後見人(保佐人, 補助人でも同様)に就任する
につき, 私には下記いずれの欠格事由もありません。

記

欠格事由(民法847条。なお, 876条の2第2項, 876条の7第2項で準用)

- 1 未成年者
- 2 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人, 保佐人又は補助人
- 3 破産者
- 4 本人に対して訴訟をし, 又はした者並びにその配偶者及び直系血族
- 5 行方の知れない者

平成 年 月 日

住 所

氏 名 印

大阪家庭裁判所 御中